

R6. 7. 5 議会運営委員会

今城委員長	<p>ただいまから、議会運営委員会を開く。</p> <p>清水総務部長が病気のため欠席しており、代わりの説明員として、小椋総務部副部長の出席を求めているので、御了承願う。</p> <p>本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。</p> <p>それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。</p>
	1. 議案の追加提出について
今城委員長	<p>初めに、議案の追加提出についてである。</p> <p>副部長、説明を願う。</p> <p>(小椋総務部副部長、説明)</p> <ul style="list-style-type: none">・第12号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案・第13号 高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案
今城委員長	<p>何か質問はないか。</p> <p>(なし)</p>
	2. 意見書案の協議結果について
今城委員長	<p>次に、意見書案の協議結果についてである。</p> <p>1ページの資料1、意見書案協議結果一覧表を御覧いただきたい。</p> <p>意見書案は、7番及び9番が原案のとおり、全会一致で意見書議案として提出される。</p> <p>また、意見の一致に至らなかった意見書案の全て、1番から6番、8番及び10番が会派から意見書議案として提出される。</p>
	3. 議事手続について
	(1) 委員会に付託してあった議案及び請願
今城委員長	<p>次に、議事手続についてである。</p> <p>まず、2ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案13件及び請願1件についての委員会審査結果一覧表を御覧いただきたい。</p> <p>採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。</p> <p>(了 承)</p>
今城委員長	<p>なお、3ページの資料3にあるとおり、会派から「第1号令和6年度高知県一般会計補正予算に対する修正動議」が提出されており、この修正案についても配付しておくので、御了承願う。</p> <p>(了 承)</p>
今城委員長	<p>修正案が提出された第1号議案については、まず修正案を採決し、修正案が可決された場合は、次に修正部分を除く原案を採決することとなる。</p> <p>修正案が否決された場合は、次に原案を採決することになるので、念のため申し</p>

R6.7.5 議会運営委員会

添える。

ア 修正案

今城委員長

次に、先ほどの議発第2号「第1号令和6年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」についてである。

この修正案については、本案と併せて一括議題とし、提出者の説明を求めることでいかがか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

なお、その発言時間は10分以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

イ 委員長報告並びに修正案に対する質疑

今城委員長

次に、委員長報告並びに修正案に対する質疑についてである。

委員長報告に対する質疑については、慣例のとおり省略することで、いかがか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

次に、修正案に対する質疑も省略することで、いかがか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

ウ 討論

今城委員長

次に、議案及び修正案並びに請願についての討論は、いかがでしょうか。

田所副委員長

請願について、県民の会は討論を行う。

今城委員長

それでは、請願について討論を行うこととし、発言時間は10分以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

(2) 追加提出議案

今城委員長

ア 提出者の説明

次に、追加提出議案についてである。

R6. 7. 5 議会運営委員会

先ほど副部長から説明のあった追加提出議案2件については、本日の会議において、議案を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

イ 質疑・委員会付託・討論

今城委員長 これらの人事議案については、慣例のとおり、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

(3)意見書議案

今城委員長 次に、15ページの資料4、意見書議案についてである。

15ページの議発第3号「聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書」議案及び17ページの議発第4号「防災・減災、国土強靱化対策の強化を求める意見書」議案については、全会一致で提出されるものであるもので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

次に、20ページの議発第5号「地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

(なし)

今城委員長 それでは、この議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

次に、23ページの議発第6号「災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

(なし)

今城委員長 それでは、この議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

R6. 7. 5 議会運営委員会

	(異議なし)
今城委員長	それでは、さよう決する。 次に、25 ページの議発第 7 号「地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。
	(な し)
今城委員長	それでは、この議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。
	(異議なし)
今城委員長	それでは、さよう決する。 次に、28 ページの議発第 8 号「下水道の維持管理・更新におけるウォーター P P 導入に向けての丁寧な対応を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。
	(な し)
今城委員長	それでは、この議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。
	(異議なし)
今城委員長	それでは、さよう決する。 次に、31 ページの議発第 9 号「企業団体献金禁止など、政治資金規正法の抜本的な改正を求める意見書」議案と 34 ページの議発第 10 号「政治資金の高い透明性の確保を求める意見書」議案については、内容が関連していることから、一括議題とすることでいかがか。
	(異議なし)
今城委員長	それでは、さよう決する。 については、議事手続はいかがでしょうか。
岡田(芳)委員	日本共産党は、第 9 号に賛成、第 10 号に反対の討論を行う。
西森(雅)委員	公明党は、第 10 号に賛成の討論を行う。
今城委員長	討論を行うとのことであるので、発言時間はそれぞれ 10 分以内、その順序は先例のとおりとし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略することで、御異議ないか。
	(異議なし)

R6.7.5 議会運営委員会

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。
以上、ここまでが議事手続についてである。
次に、執行部説明員の欠席についてである。
知事から、清水総務部長及び三浦危機管理部長が病気のため、本日の本会議を欠席するとの届出があったので、御了承願う。

(了 承)

今城委員長

ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

今城委員長

それでは、事務局に説明させる。

(飯田議事課長、説明)

今城委員長

この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

西森(雅)委員

9号から12号の討論は、順番はどんな形になるか。賛成、反対どちらが先とかいうのは。

飯田議事課長

反対のほうから討論を行うことになるので、まず9号と10号は、反対の共産党の討論、それから賛成の公明党の討論となる。11号については、反対の自民党の討論、それから賛成の県民の会の討論となる。12号については、反対の公明党の討論の後に、共産党の賛成討論という流れになる。

西森(雅)委員

ありがとうございました。

5. 議員派遣について

今城委員長

次に、44ページの資料6、議員派遣についてである。
このことについて、事務局から説明をさせる。

福島総務課長

44ページの資料6、議員派遣について、高知県と安徽省の友好提携30周年の記念式典への参加、視察、交流を目的とする高知県訪問団が、10月12日から15日までの3泊4日の日程で中国の安徽省を訪問する予定である。予算については、議長のほか、議員2名分を措置している。

前回の安徽省への派遣は、5年前の令和元年に、副議長が参加しており、前々回、10年前の平成26年は、議長のほか3名の議員が参加するなど、これまでの周年式典には全て議会からも参加してきている。

本事業の派遣時期は10月であるが、議員派遣を行うこととした場合は、派遣者を決定し、渡航手続や安徽省との諸調整などを行う必要があることから、本訪問団への議員派遣について、派遣の対象とすかどかのかの決定をお願いする。

派遣が決定された場合の申込書については、46ページのとおりである。議運終了

R6. 7. 5 議会運営委員会

後に、改めて申込書を各会派にお配りするので、参加を希望される方は、7月19日金曜日の正午までに事務局に提出をお願いします。

説明は以上である。

今城委員長 ただいま説明のあった高知県・安徽省友好提携30周年記念訪問については、派遣の対象とするかどうかを本日決定したいので、御協議願う。
御意見をどうぞ。

三石委員 派遣の対象でよいと思うが、中国政府のほうから何か話は来ていないか。

福島総務課長 何も来ていない。

三石委員 それならいい。

今城委員長 それでは、この件については、派遣の対象とすることで御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。
次に、派遣人員についてであるが、先ほどの説明では、2名分の予算を確保しているとのことであるので、2名を限度とすることで、いかがか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。
次に、派遣の申込み、決定についてである。
派遣希望者は、7月19日金曜日正午までに46ページの申込書を事務局まで提出願う。
希望者が2名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということで、いかがか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。
なお、派遣対象者の決定については、航空券等の手配の都合もあるので、後日、臨時に議運を開催し、お諮りすることになるが、その日程については、出先機関調査の取りまとめの委員会等の日程を考慮して、正副委員長で日程を調整の上事務局から連絡をするということで、御了承願う。

(了 承)

6. 9月定例会の開催時期について

今城委員長 次に、47ページの資料7、9月定例会の開催時期についてである。
事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。

9月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来

R6. 7. 5 議会運営委員会

どおり招集告示後に開催する議運でお諮りすることではいかがか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

7. 継続審査調査の申出について

今城委員長 次に、48ページの資料8、継続審査調査の申出についてである。
閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

8. その他

今城委員長 ここで、議長から御発言がある。
加藤議長どうぞ。

加藤議長 さきの議運の場で、説明員の指名の方法について御質問いただいたので、私のほうから御報告させていただく。

本会議では、令和5年5月の臨時会までは、議長が議員を呼ぶときには、男性議員に対しては議席番号とフルネームで君づけ、女性議員に対しては議席番号とフルネームでさんづけという呼び方を使っていた。そして、執行部に対しても、同様にフルネームに役職で、男性は君、女性はさんという呼び方をしていた。

昨年、弘田前議長が御就任されて以来、性別で呼び名を使い分けるよりも、男女問わずに誰々議員と呼ぶほうがよいのではないかということになり、これに合わせて、執行部についても濱田省司知事というように、フルネームに職名をつけて運営をされていた。

私も弘田前議長の呼び方に倣って、議員については、フルネームに議員をつけて呼んでいるが、執行部の説明員については、濱田知事のように名字に職名をつけて呼ぶようにさせていただいているところである。その理由としては、他県の状況を確認したところ、現在本県と同様に、議員をフルネームに議員をつけて呼んでいる全国の都道府県議会のうち、約3分の2が執行部説明員を名字と役職で呼んでいるという状況であった。なお、2月下旬時点で47都道府県のうちの約半分がこの何々議員と呼んでいるということである。

執行部職員の職名は議員よりも長い職名が多いため、名字で呼ぶことによって議会運営がより円滑化するのではないかと考えたところである。説明員に同じ名字の職員がいたとしても職名が異なるので、名字だけで呼んでも混合するおそれはないことから、こうした呼び方が適切ではないかと考えて運営をしているところである。私としては、執行部説明員については名字と役職で呼んでみてはどうかということで運営していきたいと考えているので御了承願う。

今城委員長 ただいま議長から御発言があった。
よろしいか。

R6. 7. 5 議会運営委員会

(な し)

今城委員長 それでは、議長の御発言のとおりで御了承願う。

(了 承)

今城委員長 次に、その他である。

(1) 防災訓練

今城委員長 まず、49 ページの資料 9、防災訓練である。
このことについて、事務局から説明をさせる。

福島総務課長 防災訓練の実施について、お知らせさせていただく。
議会では、南海トラフ地震発生時に議会として速やかな対応を図るため、議会活動指針を策定している。指針では、実効性を高めるために改選の年度をめどとして、任期内に 1 度は訓練を行うものとしてされており、前回の任期中は、令和元年度と 3 年度に 2 回実施している。記載はしていないが、令和 5 年度は事務局のみで実施している。

2、実施日程・場所の欄を御覧願う。今年度の防災訓練については、9 月定例会の閉会日、10 月 11 日を予定している。実施場所は、第 1 部は、本会議場と第 2・第 3 委員会室で、第 2 部は、正庁ホールなどで行う予定である。3、訓練の参加者は議員の皆様と事務局職員とし、4、訓練の内容については、第 1 部は、本会議場で危機管理部や事務局から御説明した後、本会議中に大規模地震が発生した場合を想定した避難訓練等を行う。第 2 部は、正庁ホールで高知市消防による AED の実技研修を行うとともに、並行して議会棟付近で起震車体験を行う予定である。5、今後の訓練予定として、次回は令和 8 年度に常任委員会開催中の大規模地震発生を想定した訓練を実施したいと考えている。

今年度の訓練は、期日が近づいたら改めて御案内させていただく。お忙しいとは思いますが、議員の皆様の御参加をお願いします。

説明は以上である。

今城委員長 何か質問はないか。

(な し)

今城委員長 それでは、事務局の説明のとおりで御了承願う。

(了 承)

(2) 議会棟 LAN 保守工事

今城委員長 次に、50 ページの資料 10、議会棟 LAN 保守工事である。
このことについて、事務局から説明をさせる。

飯田議事課長 議会棟 LAN 保守工事については、既に会派控室等にお知らせしているが、改め

R6.7.5 議会運営委員会

て御説明させていただく。

現在、議会棟ではW i - F i 接続で通信可能な環境を整備しており、今回の工事は、現在委員会室等に設置している無線アクセスポイントを壁面に設置するとともに、既存のLANケーブルを交換し、設備を更新していくものである。

工期は、来週7月8日から19日までとしているが、作業自体は16日で終了する見込みとなっている。

工事の対象は、各委員会室、各会派控室などとなっており、工事期間中は、騒音が発生するが、会議の開催やネットワークの利用などには影響が出ないように進めてまいる。

また、資料の51ページにお示ししているが、この工事に伴い8日、9日の2日間は、6台分の議員駐車場が利用できなくなるので、代替え駐車場として議会棟玄関前の渡り廊下近くを確保している。工事期間中は御迷惑をおかけするが、御協力をお願いする。

以上である。

今城委員長

何か質問はないか。

(な し)

今城委員長

それでは、事務局の説明のとおりで御了承願う。

(了 承)

(3)その他

今城委員長

ほかに、その他で何かないか。

(な し)

今城委員長

それでは、協議事項は以上である。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、議会運営委員会を終わる。